平成29年

第3回市議会定例会 議案第13号

平成28年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定 により、平成28年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰余金を下記 のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

記

## 平成28年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本	金	資	本	剰	余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 971	円 ., 089, 482		1, 2	288, 1	円 12, 679	円 2, 719, 472, 377
議会の議決による処分額	666	5, 400, 313					△666, 400, 313
資本金への組入れ	666	5, 400, 313					△666, 400, 313
条例第7条による処分額							
処分後残高	2, 637	7, 489, 795		1, 2	288, 1	12, 679	(繰越利益剰余金) 2,053,072,064

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号) を指す。 (根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項